

福祉住宅体験館多目的運動ホール及び研修室の利用料金の減免措置に係る取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、福祉住宅体験館多目的運動ホール及び研修室を利用する障害者・高齢者等の社会的弱者の経済的負担の軽減を図ることにより、社会参加の促進と福祉の増進に資するため、奈良県立都市公園条例第20条第4項の減免規定に基づき、別に定めるもののほか福祉住宅体験館多目的運動ホール及び研修室の利用料金の減免について必要な事項を定めるものである。

2 減免率

50%とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 適用範囲

(1) 福祉住宅体験館多目的運動ホール及び研修室を利用する者の半分以上が、身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者及び高齢者（以下「障害者等」という。）で構成される団体。

①身体障害者（児）の範囲

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の第4項の定めるところにより、都道府県知事から「身体障害者手帳」の交付を受けた者。

②知的障害者（児）の範囲

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者で都道府県知事から「療育手帳」の交付を受けた者。

③精神障害者の範囲

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項、及び第2項に定めるところにより、都道府県知事から「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた者。

④高齢者の範囲

満65歳以上の者。

(2) 障害者・高齢者に関する介護活動実績等を有する社会貢献を行う団体。

4 確認の方法

(1) 3の(1)の場合、①、②及び③の該当者については、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を該当者全員が提示することによって、利用料金を減免する。

④の該当者については、満65歳以上であることを証明するもの（各種免許証、身分証明書、健康保険証等）を該当者全員が提示することによって、利用料金を減免する。

(2) 3の(2)の場合、団体の定款、設立趣旨書、規約又は活動実績等のいずれかの書面の提示を求めることにより、活動実績を判断して利用料金を減免する。

5 実施期日

平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。